

令和 2 年 5 月 7 日提出

令和 2 年 5 月市議会臨時会発議案

(発議案第 6 号)

木 更 津 市 議 会

令和 2 年 5 月市議会臨時会発議案目録

発議案番号	件 名	頁
発 議 案 第 6 号	木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1

発議案第 6 号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 5 月 7 日

提出者	木更津市議会議員	斉 藤 高 根
賛成者	同	鶴 岡 大 治
賛成者	同	草 刈 慎 祐
賛成者	同	渡 辺 厚 子
賛成者	同	重 城 正 義
賛成者	同	大 村 富 良

木更津市議会議長 近 藤 忍 様

提案理由

木更津市議会議員の報酬月額の減額を行うため、関係条文の整備をしようとするものである。

木更津市条例第 号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 20 年木更津市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

（議員報酬の額の特例措置）

- 3 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額、第 2 条各号の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額をそれぞれ支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。